

# 災害時の身元確認活動に関する協定書

## 主 旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北・関東地方を襲った未曾有の大地震は、大津波・大火災等を伴う大震災となったことは記憶に新しく、広島県歯科医師会も広島大学病院（歯科領域）との協力による身元確認チームを結成し、多くの遺体の検死活動に参加させていただいたところです。

この大災害に鑑み、今後の南海トラフ地震等広島県における大規模災害発生時の身元確認業務を円滑に進めるため、広島大学病院（歯科領域）（以下「甲」という）そして広島県歯科医師会（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

## （総 則）

**第 1 条** この協定書は、乙が行う身元確認活動に対する協力に関し、必要な事項を定めるものである。

2 乙は、甲の協力を得て身元確認活動が実施できるよう、必要な調整を行う。

## （身元確認活動チームの派遣）

**第 2 条** 乙は、災害発生後の状況から、身元確認活動を実施する必要があると判断した場合は、甲に対し身元確認活動チームへの派遣を要請する。

## （身元確認活動チームの編成）

**第 3 条** 乙は、連絡調整を行い、必要数の身元確認活動チームを編成する。

## （身元確認活動チームの業務）

**第 4 条** 身元確認活動チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- (2) 身元確認活動の記録及び報告
- (3) その他、必要な事項

## （身元確認活動チームの指揮）

**第 5 条** 乙は、身元確認活動の総合連絡調整を含み、身元確認活動チームの指揮をす

るものとする。

## （身元確認活動チームの移動）

**第 6 条** 乙は、身元確認活動が円滑に実施できるよう、関係機関とも連携し、身元確認活動チームの移動等に必要な措置を講じるものとする。

## （身元確認活動機器等の提供・輸送）

**第 7 条** 乙が主体となって組織する身元確認活動チームが使用する装備等は、原則として乙が提供する。

(費用弁償等)

第8条 身元確認活動チームの活動に伴う次の費用は、両者の協議により負担するものとする。

- (1) 身元確認活動チームの編成・派遣に要する経費
- (2) 身元確認活動チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 身元確認活動チームの歯科医師等が、その活動に際し負傷または疾病に罹患し、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、両者協議の上 定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じた場合は、協議の上定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 3月 18日

甲 広島大学病院 (歯科領域)

主席副病院長 栗原 英見 ⑩

乙 一般社団法人 広島県歯科医師会

会 長 荒川 信介 ⑩